

江南市下水道事業経営審議会の設置について

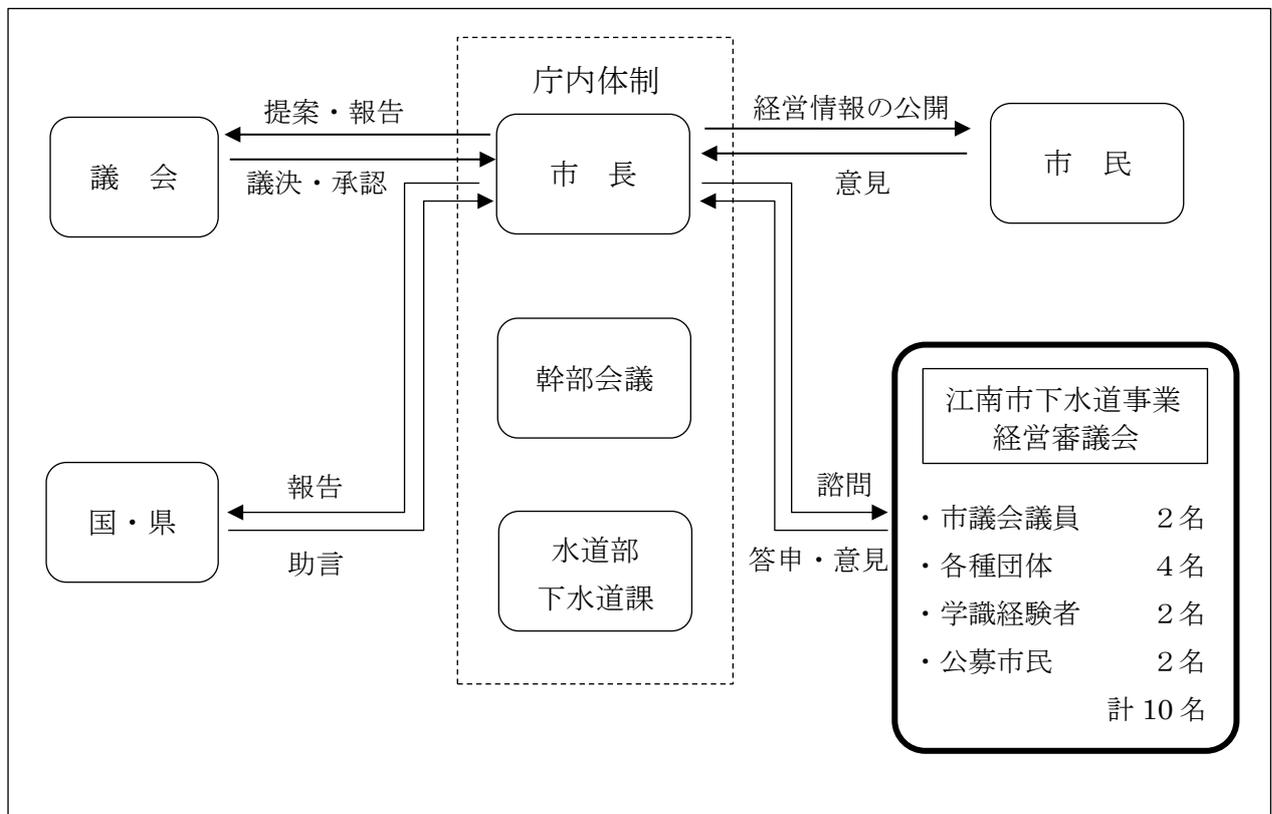
1. 設置目的

下水道事業は令和2年度から公営企業会計に移行し、より一層の効率的かつ円滑な経営が求められており、また、持続可能な下水道事業の経営を実現するためには、早期の下水道使用料の改定が必要であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、「江南市下水道事業経営審議会条例」により江南市下水道事業経営審議会を新たに設置するものである。

2. 審議会の役割

江南市下水道事業経営審議会は、市長の諮問に応じて下水道事業に関する重要な事項を調査及び審議し、答申するほか、下水道事業の経営に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3. 検討体制



4. 審議会開催内容（予定）

回	開催日	テーマ	内容
第1回	令和3年 8月10日	下水道事業経営 審議会の設立	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員、職員の紹介 ・会長、副会長の選任
		下水道事業の現況 と下水道使用料の 見直しについて	「下水道使用料のあり方について」 (諮問) <ul style="list-style-type: none"> ・江南市下水道事業の現状分析 ・下水道使用料の体系
第2回	令和3年 10月26日	下水道使用料改定 案について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定案の検討
第3回	令和4年1月	下水道使用料改定 案について	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定案の検討 ・パブリックコメントの実施について
第4回	令和4年5月	下水道使用料の あり方について	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ・答申